



ベトナム税務総局が移転価格税制への 取り組みを強化

移転価格税制に関する調査の実施及び訴訟手続きの 開始

はじめに

2011年7月下旬、税務総局とホーチミン税務署の移転価格に関する様々な活動が実施されました。今号においては、ベトナムにおいて移転価格税制の認識の徹底と強化に関して税務総局が重点を置いている最近の活動をご紹介します。

移転価格税制に関連するアンケート：

遵守状況と要改善点

2011年7月に、税務総局は自らのウェブサイトに移転価格の遵守状況に関するアンケートを公表しました。アンケートの目的は現行移転価格税制（Circular66）の遵守状況、データ、提案、コメントを収集すると共に、将来の関連当事者間取引に対する移転価格税制を整備するための提案を収集することにあります。企業、各税務署、及び地方税務職員からの回答を得ております。アンケート結果は公表されておきませんが、ベトナム国内で実施した移転価格税務調査の結果として、現行の移転価格税制の強化と発展に対するベトナム税務総局に取り組む多大な努力を浮き彫りにしました。



納税者に対するアンケート

当該アンケートにおいて、回答した納税者は業種、定款資本金及び、昨年度の平均従業員数を特定することが要求されました。

特筆すべき点はアンケートが納税者の事業を以下の 12 種類に分類したことです。

- ▶ 農業 - 林業 - 水産業
- ▶ 採鉱業
- ▶ 加工、製造業
- ▶ 情報及び通信業
- ▶ 金融 - 銀行 - 保険業
- ▶ 運輸 - 倉庫業
- ▶ 管理及びサポート業
- ▶ 不動産業
- ▶ 宿泊と食事、サービス業
- ▶ 文化、スポーツ及び旅行業
- ▶ 建設業
- ▶ その他(例: ディストリビューション等)

更に、納税者は以下の情報を提供する必要がありました。

- ▶ 2006 年から 2010 年までの各事業年度の黒字/赤字情報
- ▶ 2006 年から 2010 年までの各事業年度の関連当事者間取引の種類、総売上と総費用に占める関連当事者取引の割合
- ▶ 関連当事者の国籍
- ▶ 関連当事者間取引に適用される価格の決定方法
- ▶ 移転価格フォームの提出及び移転価格文書の整備状況
- ▶ 企業が関連当事者間取引の市場価格の決定に使用する情報やデータベースのソース

又、回答者は以下の事に対するコメントを要求されました。

- ▶ Circular66 による関連当事者間取引の市場価格の決定に使用する情報、データの取得可能性
- ▶ Circular66 での関連当事者決定の 13 の基準は納税者が適用する際に広すぎる、狭すぎる或いは適当するかと評価
- ▶ 30 日の延長が一回できるが、移転価格文書の提出期限が通知から 30 日以内でというのは適切か否か
- ▶ ベトナムは関連当事者間取引に事前確認制度 (APA) を採用した方が良いか。
- ▶ 事前確認制度の有効期限 (例: 1 年、2 年、3 年、4 年或いは 5 年)
- ▶ 事前確認制度の下での関連当事者間取引を決定する基準

税務機関及び税務職員に対する質問

基本的に、税務機関及び地方税務職員に対する質問は以下の 3 つの内容でした。

- ▶ 管轄地域に於いて、関連当事者間取引の移転価格フォーム提出に関する納税者の規則遵守状況 (関連当事者間取引を有する総納税者の移転価格フォーム提出割合を含む。)
- ▶ 海外で適用されている集中型、半集中型、分散型などを参考として、ベトナム国内で移転価格活動を管理するのに適する形態の提案
- ▶ 移転価格税制に対する税務職員の知識の自己評価、移転価格税制、市場価格の算定方法、IT スキル、又は語学能力などの訓練の必要性

所見

上記の各活動から、ベトナム税務機関はベトナム国内で活動している企業の移転価格税制の遵守状況及び、Circular66 遂行の強化に対して非常に高い関心を有していることは疑い様がありません。アンケートでの質問事項は移転価格に関連する以下の事項に対する税務当局の関心の高さを強調しています。

- ▶ 2006 年から 2010 年までの赤字
- ▶ 2006 年から 2010 年までの移転価格フォーム及び移転価格文書の遵守性
- ▶ 海外関連当事者の国籍

一方、今回のアンケートは納税者に関連当事者の定義、市場価格の比較データ源、及び移転価格文書の提出期限などの懸念事項や改善点に注目する機会を提供しています。事前確認制度の導入案は使用法に対するコメントなども含み、興味を引くものでした。。事前確認制度への関心は数ヶ月前に発行された 2011 年—2020 年段階税務システム改革戦略に関する政府の Decision に適合します。関連当事者の定義 (国際機関、経済協力開発機構 (OECD) のガイダンスに記載されている定義に比較して、ベトナムの移転価格税制の定義では関連当事者の範囲がとても広い。) に対するコメント要求、海外の移転価格ガイダンス、事前確認制度導入や税務署員への税務調査に関する質問から、ベトナム税務当局が移転価格税制を納税者のコンプライアンスの強化や、国家予算の収入を向上するツールと考えているのみならず、グローバル経済時代において成長及び発展させていくべき重要な分野として考えているという見解を裏付けるものとなっています。

移転価格を通じる脱税行為に対する刑事調査

2011年の通常の税務調査及び移転価格に関する税務調査の結果として、ホーチミン市の国税局は管轄内の17万の企業のうち約10%の企業が移転価格に関連した脱税を行っている可能性が高い企業であると認識しました。ホーチミン市の国税局は脱税目的として移転価格を利用したと疑われる外国企業のリストを脱税行為調査の担当警察官に更なる税務調査のために送付いたしました。ベトナムの法律に基づいて、1億ドン以上(約4,900USD)の脱税の場合、納税者は刑事処分に処されます。

移転価格に関するリスク管理

移転価格への取り組みや税務調査の強化を鑑みて、ベトナム国内企業、特に、かなりの量の関連当事者間取引があり、数年間継続的に損失を計上してきている企業は、移転価格税制の遵守を真剣に検討する必要があります。繰り返しになりますが、現行のベトナムの移転価格税制(Circular66)は納税者に(1)移転価格フォームを提出することにより関連当事者取引を毎年開示すること、(2)税務当局から文書によって提出指示を受けた場合、30日間以内に提出する必要がある移転価格文書を作成、保管することを要求しています。同様の必要性が2006年から2009年に関してもCircular 117に規定されています。企業の移転価格税制の遵守状況を定期的に検討することは移転価格、及び関連するリスク(多額のペナルティーも含む)を減少することにつながります。

お問い合わせ先

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する移転価格の助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ホーチミン事務所

Christopher Butler
christopher.butler@vn.ey.com

パートナー

Nitin Jain
nitin.jain@vn.ey.com

ディレクター

Lea Gracia Molina
lea.gracia.molina@vn.ey.com

マネージャー

Nguyen Tan Phat
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

マネージャー

小野瀬 貴久
Takahisa.Onose@vn.ey.com

日系企業担当マネージャー

ハノイ事務所

Huong Vu
huong.vu@vn.ey.com

パートナー

Pham Ngoc Long
long.ngoc.pham@vn.ey.com

マネージャー

安西 冬樹
fuyuki.anzai@vn.ey.com

日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000168

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn